

後期高齢者医療

負担割合等が変更の人へ 被保険者証を送付

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証は、来年7月31日が有効期限です。

ただし、今年8月から医療費の負担割合等が変更となる人は、被保険者証の更新が必要となります。

負担割合等の 見直し

後期高齢者医療の被保険者の皆さんが、病気やけがで医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は1割、または3割(現役並みの所得がある人)となっています。

この負担割合等は、毎年8月に前年の所得によって判定し、見直しを行います。

今年7月31日までの判定対象は平成18年中の所得ですが、8

月1日から来年7月31日までは、平成19年中の所得が判定対象となります。

被保険者証の 更新

①更新が必要となる人

今年8月から負担割合等が変更となる人には、7月下旬に新しい被保険者証を送付します。

送付された人については、現在のお持ちの被保険者証は8月

～入院中の人～

限度額適用・標準負担額減額認定は申請が必要です

住民税非課税世帯に属する被保険者の人は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定を申請することによって、入院時の医療機関での自己負担限度額や食事代などを減額することができます。

現在、認定証をお持ちの人は、有効期限が今年7月31日までとなっています。

住民税非課税世帯に該当し、引き続き認定証の交付を希望される場合は、再度申請してください。

詳しくは、保険課健康保険係、または岡山県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

1日以降使用できません。
保険課、各地域局住民福祉課または各地域市民センターへ返却してください。

②更新の必要がない人

負担割合等の変更がない人には、新しい被保険者証は送付しません。

引き続き、有効期限の来年7月31日まで、現在の被保険者証をご使用ください。

高齢受給者証

国民健康保険に加入している70～74歳の人が使用する高齢受給者証(白色)の有効期限は、今年の7月31日までとなっています。

7月中に新しい高齢受給者証を送付します。

■問い合わせ 保険課健康保険係 (TEL) 0258)、岡山県後期高齢者医療広域連合 (TEL) 086-245-0090)

国保税の賦課区分に「後期高齢者支援金分」を追加

今年4月から後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、国民健康保険税（国保税）の賦課区分が変更になります。

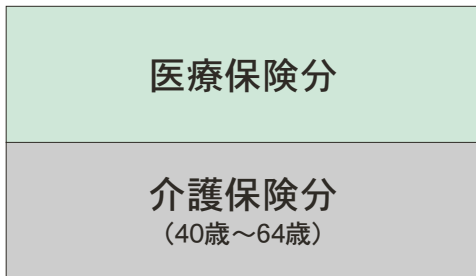
後期高齢者支援金の創設

後期高齢者医療制度では、患者負担分を除く医療給付費につ

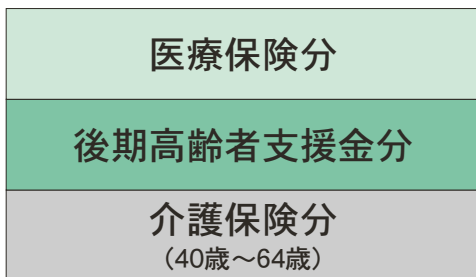
いて、後期高齢者の保険料、税金などの公費（国・県・市町村）のほか、74歳以下の人が加入する国民健康保険などの各医療保険からの支援金によって賄われます。

図① 国保税の賦課区分

＜平成19年度まで＞



＜平成20年度から＞



この支援金制度が創設されたことから、国保税の賦課区分が変更になります。

賦課区分の変更点

国保税は、これまで「医療保険分・介護保険分」で賦課していましたが、今年度から「後期高齢者支援金分」を加えた3つの区分により賦課することになりました（図①）。

年齢による国保税の内容

国保税は、被保険者の年齢によって、表①のようになります。なお国保税額は、世帯の国保被保険者の所得や構成によって変わります。

その他の変更点

国保税の普通徴収（納付書や口座振替による納付）の納期は、今年度より7月から翌年2月まで毎月の8期に変更されます。

表① 国保被保険者の年齢による国保税の内容

被保険者の年齢	国保税の内容
～39歳	「医療保険分」+「後期高齢者支援金分」
40歳～64歳	「医療保険分」+「後期高齢者支援金分」+「介護保険分」
65歳～74歳	「医療保険分」+「後期高齢者支援金分」

※ 75歳になると、国保を脱退して「後期高齢者医療」の被保険者となります。

今年度の税率など詳しい内容については、7月号でお知らせします。

■ 問い合わせ 税務課市民税係
TEL ②0214、保険課健康係
TEL ②0258